

第6回 議会運営委員会記録

1 日 時 令和6年5月17日(金) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 8名

委 員 長	霜 鳥 榮 之	委 員	宮 崎 淳 一
副 委 員 長	渡 部 道 宏	〃	天 野 京 子
委 員	渡 邊 能 成	〃	阿 部 幸 夫
〃	葭 原 利 昌	〃	横 尾 祐 子

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 1名

議 長	関 根 正 明 (欠席)	副 議 長	小 嶋 正 彰
-----	-------------------------	-------	---------

7 説 明 員 0名

8 事務局員 2名

事 務 局 長	横 田 晃 悦	庶 務 係 長	霜 鳥 一 貴
---------	---------	---------	---------

9 件 名

○事件

- 1) 令和6年第3回妙高市議会定例会の運営について
- 2) 全員協議会報告事項
- 3) その他議会運営について
- 4) その他

○委員長（霜鳥榮之） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

それでは皆さん、タブレットのサイドブックスのアプリをタップ願います。委員会フォルダーの中の議会の委員会フォルダをお開きください。その中の060517 議運レジメ。データを開いてください。本日の議会運営委員会のレジメになります。この資料に基づいて進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

副議長。

○副議長（小嶋正彰） おはようございます。本日は6月定例会の運営について審議いただくようです。議案については、和田にじいろこども園の乳児棟新築工事の工事請負契約の締結について、その他、防災関係、学校関係、経営所得世帯に対する物価高騰対策支援寄付金の給付にかかる費用など、補正予算などが主なものとなっております。ご検討のほどよろしくお願いいたします。以上です。

1) 令和6年第3回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（霜鳥榮之） それではレジメをご覧ください。1) 令和6年第3回妙高市議会定例会の運営についてを議題といたします。①会期について及び②会期日程日割について一括して、事務局から説明をお願いします。

議会事務局長。

○議会事務局長（横田晃悦） 私の方から説明をさせていただきます。ではお手元の資料に基づきまして、まず、①会期の日程及び②会期日割についてご説明いたします。①会期につきましては、告示が5月29日水曜日、招集が6月6日木曜日となります。付議予定案件につきましては、専決処分の報告（承認）2件、組合関係1件、事件議決3件、条例関係3件、各会計補正予算2件、人事案件1件の合計12件となっております。続きまして、議案番号順に簡潔にご説明いたしますため、別添資料4ページと5ページの付議予定案件をご覧ください。順次説明させていただきますが、早急に手続きを進めたいとのことで、初日即決を希望する議案が2件あります。議案第31号の関係市町村全体に関わります。新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてと、議案第32号の工事請負契約の締結（和田にじいろこども園乳児棟新築工事）であります。議案第31号の広域連合規約の変更につきましては、これまでも委員会付託を行わないで即決としておりますので、同様の取り扱いをお願いしたいと思っております。また、議案第32号の工事請負契約の締結につきましては、この後の③議事日程案についての協議のところで、委員会付託をどのように取り扱うか審議していただきますのでお含みおください。

それでは4ページの付議予定案件をご説明いたします。専決処分の報告承認2件のうち1件目の報告第2号 新潟県妙高市市税条例及び妙高市都市計画税条例の一部を改正する条例議定につきましては、市民税務課の所管となります。内容は、令和6年度税制改正に伴う地方税法の改正により、個人市民税の定額減税や固定資産税の土地価格の特例延長など、新年度課税に影響を与えるということから、令和6年3月31日付けの専決により、条例の規定を改正したことの承認を求めるものです。

次に報告第3号、妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定につきましては、健康保険課の所管となります。本議案につきましても令和6年度税制改正に伴う地方税法の改正により、賦課限度額及び軽減判定所得の改正が必要となり、新年度課税に影響を与えることから、令和6年3月31日付けの専決により、条例の規定を改正したことの承認を求めるものです。

次に組合関係は1件です。議案第31号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましても健康保険課の所管となります。令和6年12月2日から、被保険者証の廃止に伴い、市町村事務が変更となるため、規約の一部改正が必要となるものです。なお広域連合規約を変更する場合は関係市町村の議決が必要ということで、先ほどもご説明申し上げましたが、各市町村全体に関わり、早急に手続きを進める必要があるということで、初日即決の依頼があります。

事件議決は3件となっております。議案第32号工事請負契約の締結について（和田にじいろこども園乳児棟新築工事）はこども教育課の所管となります。内容は宅地開発等の影響により、和田にじいろこども園の3歳未満児の入園申請者数が定員を上回る状況にあることから、和田地区の入院希望者が入院できる環境を確保するため、同園敷地内に新たに乳児棟を整備するものです。もうこれにつきましては本工事予定価格1億5000万円を超えるということから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。本議案につきましては、冬季間の降雪を考慮し早期に着工が必要ということで、初日即決での依頼があるものです。またはここに記載されておりませんが、5月10日に仮契約締結済みということです。

続きまして議案第33号と議案第34号につきましてはともに動産の取得で、ロータリ除雪車、建設課の所管となります。議案第33号はロータリ除雪車、除雪幅2.6メートル、220キロワット級1台。議案第34号はロータリ除

雪車、除雪法は1.5メートル2台の取得で、この予定価格が2000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。両議案とも2月9日に仮契約締結済みというものです。

次5ページをご覧ください。条例関係の3件です。議案第35号 新潟県妙高市市税条例の一部を改正する条例議定については市民税務課の所管となります。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、固定資産税非課税規定が適用される。私立専修学校等を設置する学校法人の引用条項に条ずれが生じるため、条例の一部改正を行いたいものです。

議案第36号 妙高市教職員住宅条例の一部を改正する条例議定については、こども教育課の所管となります。これについては今後も需要が見込めない関山地区にある。妙高教職員住宅について、公売により財産処分を行いたいことから、妙高教職員住宅を設置条例から削除するよう一部改正を行いたいものです。

議案第37号、妙高市犯罪被害者等支援条例議定につきましては、環境生活課の所管となります。犯罪被害者等の支援のための施策の基本的な事項を定め、被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を進めるため、新たに条例を制定したいものです。

次、補正予算関係2件となっております。議案第38号令和6年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）は、現時点での見込み、現在精査中ではありますが、総額で約4億5000万円と聞いております。委員会付託案件等審査順序に基づき説明させていただきます。まず総務課関係ですが、能登半島地震を受けて自主防災組織の防災資機材整備の支援再開、避難所運営等に必要環境整備費及び災害備蓄品の購入にかかる費用となります。具体的に説明申し上げますと、令和元年度から令和4年度まで実施しておりました。自主防災組織への防災資機材整備の支援を再開、する他、新たなものとしたしましては、大型の仮設給水タンクの購入。そうか不足するトイレ用凝固剤などを購入するというものです。

次に市民税務課関係ですが、②国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環である定額減税をし切れないと見込まれる方への補足給付に係る費用となります。現時点では6月中旬の令和6年度個人住民税額確定後に、調整給付額の算定を行いまして、8月から給付を開始する見込みであります。これにつきましては財源については交付金を活用するという事です。③和田にじいろこども園の職員駐車場の整備にかかる費用。これにつきましては先ほどご説明した議案第32号 工事請負契約の締結について（和田にじいろこども園乳児棟新築工事）に伴い、敷地内の職員駐車場が不足するため、隣接地に新たに駐車場を求めるものであります。④能登半島地震により被害を受けた妙高小学校の除雪機格納庫及び資源ごみ置場の改修等にかかる費用です。それと⑤妙高高原中学校の校舍棟のエキスパシオンジョイント及び受水槽の改修等にかかる費用。これはともに能登半島地震で破損した箇所の改修等になります。令和5年度に発注し、繰越となっていました設計が整いますことから、本議会に補正予算を計上して改修を行うというものです。⑥妙高小学校の厨房機器（冷蔵庫）の更新にかかる費用であります。これにつきましては、40年以上前の厨房機器ということで、それが故障したということで更新となります。福祉介護課関係、これにつきましては、まず⑦低所得世帯に対する物価高騰対策支援給付金の給付支援にかかる経費となります。新たに住民税非課税世帯となる世帯、または住民税均等割のみ課税となる世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金給付を行うほか、これら対象世帯に属する18歳以下の児童1人当たり5万円の現金を加算給付するものです。これも先ほどご説明した②と同様、財源として交付金を活用するというものです。最後に観光商工課では1件あります。SDGs推進活動に係る連携協定締結した芝浦工業大学との共同研究にかかる費用。⑨青山学院大学と連携し、妙高市の認知度向上と交流人口の拡大を図るための費用となり、計これは9点となります。これはすいません。計9点は最後になりますが、すみません。⑧のSDGsにつきましては、データサイエンス手法を用いた研究に係るもの。

⑨の青山学院大学の関係につきましては、例年と同様の取り組みとなります。以上9点を補正したいということですので。以上が一般会計補正予算第1号の主な内容となります。

続きまして議案第39号 令和6年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算第1号は、健康保険課の所管となります。内容は、令和6年12月2日から従来の紙の受給保険者証が廃止され、マイナンバーカードにオンライン資格確認を基本とした運用が行われることに伴い、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修にかかる委託料について、機能の追加に必要な額を補正したいものです。

次に人事案件1件です。諮問第1号 人権擁護委員候補者推薦に対する意見についてです。市民税務課の所管となります。高橋弘幸さんが、令和6年3月に死去したことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、後任委員について議会の意見を得るため諮問するものです。これにつきましては意見ありなしで適任と答申するか決まります。会議採決となります。以上が今定例会の付議予定の案件です。

レジメ1ページに戻っていただきたいと思います。上段①の会期についてご説明いたします。告示が5月29日水曜日となります。招集日は6月6日木曜日です。付議予定案件は、ただいまご説明したとおりで、全部で13件あります。これら審議のため、本会議4日、委員会2日、その間の休暇を含めて合計19日が必要となり、会期を6月6日木曜日から6月24日月曜日までの19日間としたいものです。次に、この会期19日間を前提とした、②会期の日割につきましては6ページ、日割表案をご覧ください。6月6日は10時開会。それに先立ちまして9時半から全員協議会を開催いたします。本会議初日は市長から提案説明があり、それに対する総括質疑、委員会付託となります。即決案件につきましては最初に審議となります。6月11日と12日は10時から委員会です。各委員会順は、11日は産業厚生委員会、12日は総務文教委員会を予定しております。前回の3月定例会のように所管課別に審査することになります。レジメ9ページをご覧ください。付託案件等審査順序案のとおり、所管課別に審査順を割り振りしてありますので、この後再度ご検討願います。では戻っていただきまして、レジメですね。6月18日、19日は10時より一般質問です。19日は通告人数によって休会となります。6月24日は10時から本会議です。各委員長報告、質疑の後、討論、採決となります。日程案の欄外に記載のとおりですね、質問、総括質疑の締め切りにつきましては土日を挟むため、議会初日6日前の5月31日の正午。一般質問締め切りは議会初日の翌日、6月7日の正午となります。以上レジメ1ページの①と②について説明を終わります。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま説明がありました。5月29日告示、6月6日招集、付議予定案件は13件。この審議のため、合計19日間を要するというので、会期は6月6日から6月24日までの19日間としたいものであります。19日間の会期を前提とした日割については6ページ、そして委員会での審査順を含めた日程については9ページの付託案件等審査順序案のとおり説明がありました。①の会期と、②の会期日割り、委員会での審査順序を含めた日程について何かございますでしょうか。それぞれ委員長さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） お諮りします。①の会期について、②の会議日割について、並びに委員会での審査順を含めた日程について、ただいまの説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、会期と日割、委員会での審査順を含めた日程についてはこのように決定されました。なお、委員会審査についてですが、最終日の委員長報告に向けてどの部分の報告を行うのか、正副委員長におきましては、委員会開催中に確認して、委員会終了後に事務局に報告できるよう調整をお願いいたします。

次に、総括質疑の通告締め切りが5月31日正午、一般質問の締め切りが6月7日正午でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、通告締め切りについてはこのように決定します。なお総括質疑及び一般質問の日程の割り振りについては、原則として通告順ということですので、議会運営委員会を開催せず、委員長にご一任をいただきたいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、総括質疑、一般質問の割り振りについては、このように取り扱います。

次に③議事日程案について事務局から説明をお願いします。事務局長。

○議会事務局長（横田晃悦） レジメ③の議事日程案についてご説明いたします。レジメ 7 ページと 8 ページをご覧ください。議事日程第 1 号は、6 月 6 日 10 時からとなっておりますが、日程第 1 に先立ちまして、市長から召集の挨拶があります。日程第 1 から第 3 については記載の通りであります。日程第 4 は専決処分の報告（承認）です。2 件ありますが、ともに条例の一部改正です。専決処分の報告（承認）は慣例により委員会付託なしの議場での即決をお願いします。なお、会議規則に基づき質疑回数の制限は設けません。第 5 号県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましても、先ほどの日程第 4 と同様に、慣例により委員会付託なしの議場での即決をお願いします。本件も会議規則に基づく質疑回数の制限は設けません。次に日程第 6 をご覧ください。議案第 32 号 工事請負契約の締結について（和田にじいらくども園乳児棟新築工事）につきましましては、即日即決の依頼がありますので、後ほど審議方法について決定していただきたいと思います。審議方法につきましてはレジメ 2 ページの上段を、ちょっと戻ってすいません、ご覧ください。審議方法の 1 は所管委員会に付託する方法。それと審議方法の 2 につきましては、委員会付託を行わず、本会議場において全員で審議するというものです。後ほど審議方法の決定をお願いしたいと思います。日程第 7 は議案第 33 号から第 39 号までの 7 件で、不動産の取得、条例制定及び一部改正、各会計補正予算が一括提案され、通告制の会派代表での総括質問の後、それぞれ所管委員会に付託されます。委員会付託、各委員会付託についてであります。議案第 35 号と議案第 36 号の条例関係は、総務文教委員会に付託となります。まずは議案第 33 号と議案第 34 号の事件議決、議案第 37 号の条例関係は、産業厚生委員会に付託となります。補正予算関係では、議案第 38 号の一般会計はそれぞれの所管ごとに 2 つの委員会に議案第 39 号は産業厚生委員会付託となります。続きましてその下、議事日程第 2 号、第 3 号は 6 月 18 日 19 日となります。いずれも 10 時から本会議場での一般質問となります。6 月 19 日の議事日程第 3 号につきましては、一般質問 2 日目につきましては先ほどもご説明申し上げましたが、通告人数によって行われない休会となる可能性があります。質問の割り振りは委員長に一任されております。次の議事日程第 4 号につきましては、本会議最終日で 6 月 24 日 10 時開始となります。まず、付託案件の委員長報告。報告に対する質疑、討論、採決となります。続きまして人事案件は提案説明後、意見聴取の後、簡易採決での即決となります。案件は諮問第 1 号人権擁護委員候補者推薦に対する意見についてとなります。最後に閉会中の所管事務調査についての議決があります。以上、レジメ 1 ページから 3 ページまでの③の議事日程案をご説明いたしました。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま、③の議事日程案について説明がありましたが、まず日程第 6 の議案第 32 号 工事請負契約の締結について（和田にじいらくども園乳児棟新築工事）の審議方法について、皆さん何かございますでしょうか。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） この工事は事前に聞いている話で、委員会に付託しないで即決でお願いいたします。

○委員長（霜鳥榮之） 即決の発言がありました。他にございませんか。

お諮りします。日程第 6 議案第 32 号 工事請負契約の締結については初日採決とし、委員会付託はなしで審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） それでは日程第6 議案第32号 工事請負契約の締結については、初日採決とすることに決定いたしました。

続きまして③の議事日程案、議事日程第1号中、先ほど審議決定いたしました日程第6を除く全体で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） お諮りします。③の議員提案、議事日程第1号中の日程第6を除く部分について、ただいま説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め③の議事日程案についてはこのように決定されました。

次に④追加予定議案の有無、⑤請願、陳情受け付け状況、及び⑥要請の受け付け状況について一括説明をお願いします。事務局長。

○議会事務局長（横田晃悦） 本日5月17日現在で、④追加予定議案、⑤請願、陳情、及び⑥要請の受け付けにつきましては、現在ございません。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） 追加議案、請願、陳情、要請については説明のとおりでございます。なお今後、本会議3日前までに、請願等が提出されるものがあつた場合は、議運開催の時間がないので、その付託先などの取り扱いを、初日の全協において議長から報告するということにさせていただきたいと思います。

これについてご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

2) 全員協議会報告事項

○委員長（霜鳥榮之） 次に2)の全員協議会報告事項について一括説明をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（横田晃悦） レジメ3ページの中段以降が該当します。ではまず議会側の全協になります。①議会側の全協につきましては、6月6日本会議開始前の9時30分から、この委員会室において開催いたします。本日の議運協議結果や昨年度、国の個人情報の保護に関する法律施行規則の改正が行われまして、このたび全国市議会議長会から各市議会における個人情報保護条例の規定の改め文の提供がありましたことから、これを踏まえ、妙高市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正を行うための報告となります。なお施行規程の改正は議長専決となります。次に②執行部側の全協は5月17日、本日現在で3件予定されております。6月6日木曜日、本会議初日終了後の本会議場において、環境生活課から物価高騰に伴う、し尿処理手数料の料金改定についての概要説明が行われるものです。残り2件は6月24日月曜日、本会議最終日終了後の本会議場において、観光商工課から旧サテライト妙高リノベーション事業の公募型プロポーザルの結果についてと、あわせて企画政策から第4次妙高市総合計画の計画概要及び策定の取り組み状況について説明が行われるものです。総合計画におきましては、これまでの検討経過と今後の進め方、検討経過といたしましては策定の趣旨、理念、背景。将来像。施策の体系を説明させていただきたいと聞いております。なお今後の進め方といたしましても、執行部側としましては、前回、今、運用中の第三次総合計画策定と同様の流れで進めたいと考えているとのことです。この2件、最終日にする理由といたしましては、現在整理中ということで、最終日まで整理して説明させていただきたいということで、そのように聞

いております。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） 2)の全員協議会報告事項について、ただいま説明がありましたが、他に何か皆さんございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） それではただいまの説明のとおりということでよろしく願いいたします。

3) その他議会運営について

○委員長（霜鳥榮之） 次に3) その他議会運営についてです。

事務局長。

○議会事務局長（横田晃悦） レジメ3ページ下段となります。3)の①各常任委員会における管内調査の日程確認についてでございます。管内調査の日程につきましては、各常任委員会に諮る必要があるということから、6月6日木曜日、夕方までに調査日を決定していただきまして、事務局まで連絡をお願いしたいと思います。なお、議会運営マニュアルにおきましては、管内調査は6月定例会閉会から9月定例会開会までの間の実施を基本としています。また、閉会中に行うため、先ほど説明させていただきましたが、今回の6月定例会の委員会で管内調査を行うことを議決していただき、開催日程について議長に申し出を行い、本会議の最終日で議決することが例となっております。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） それではただいまの説明について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段ないようでございます。それではただいまの説明のとおり行うことで全協に諮りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4) その他

○委員長（霜鳥榮之） 次に4) その他です。広報広聴委員会から議会報告会・意見交換会についてです。

小嶋広報広聴委員長。

○小嶋広報広聴委員長（小嶋正彰） 広報広聴委員会から、昨日まで3回の議会報告会・意見交換会、全議員のご協力をいただきまして3カ所も、今までにない数になりました。本当にご協力ありがとうございました。この対応についてですが、意見等は取りまとめをさせていただきまして、広報広聴委員会で当局への要望、提出、早急にやるもの、それから常任委員会で再度ですね協議をしていただきたいというもの、そういったものに仕分けをしてですね、全議員に通知後、各委員会でご協議をいただきたいというお願いをしたいというふうに思ってます。そして各常任委員会の報告が出てきた段階ですね、改めて市長に要請するもの等を仕分けしたいというふうに思っております。もう1つは、今回3会場でテーマを設けてやったわけですが、今後の議会報告会・意見交換会のあり方につきまして、全議員のですね、感想やご意見やらをアンケートでお伺いいたしまして、それを次の機会に生かしたいというふうに思っております。いろいろあったというふうに思っておりますし、評価をしていただいた部分もあります。双方を勘案しながらですね、広報広聴委員会のほうで、今後の対応を決めていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。今、ご承認いただければですね、次の全協で機会を設けていただいて、全議員に対応についてはですね、ご説明をさせていただき、広報広聴委員会で会期中に開催をさせていただき、報告できるように取り組みをして参りたいというふうに思います。大変ありがとうございました。

○委員長（霜鳥榮之） ただいまの委員長報告に対してご意見等ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） それでは私のほうからちょっと一言だけお願いをしておきたいと思います。それぞれの委員会の中で審議していただきまして、その後、常任委員会で審議するという形で、順序的にはそれでいいかっていうふうに思ってるんですけども。市長のそこへ出すものについては、要請文書については、議会として執り行うということに脇に置かないように、議長を先頭にして進めていくんだっていうことでもって、委員会の中でもそのような取りまとめをお願いしたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長報告に対しては特段ないようでございますので、続きまして、レジメにはありませんが議会運営委員長として全員協議会で説明する案件があるため、お時間をいただきたいと思います。3月議会を終えてから、議長、副議長、それから議運の委員長、副委員長でもって、今後のついでということで、若干の打ち合わせを行ってきました。その中で、総括質疑、一般質問の関係で、ちょっとこれも皆さんにお諮りして皆さんのご意見をいただきたいというふうに思ってるんですが、1 つには、一般質問で再質問をやったときに、「お願いします」というのね。結構ありますので、これは一般質問はお願いする場所じゃないんだよっていうことを、きちんと位置付けしてもらうという、全協のときにも報告したいと思うんですけど、その時に文書でもってちょっと出そうかなというふうに思ってます。それからもう1点は再質問をやったときに挙手をして発言するんですけども、区切れでもって一旦座ってまた手を挙げてっていうありますけども、これはやる必要がないんで、継続して発言をすると。言ってる意味わかりますかね。そうしないっていうとその都度挙手をして、立ったり座ったりということになりますけども、内々でいるうちは、そんなにどうってことないんですけども、今はユーチューブ等で、どこで誰が見てるかわかんないっていう、この形があったりする中で、別にそれをやらなくていいんだよっていう位置付けを、きちんとしていきたいというのが1つの目的でもあり、無駄を省こうという点でもございます。その辺のところは、全体でもってということで皆さんから理解していただきたいなというふうに思っているところです。この点について何か皆さんからご意見ありましたら。今のうちにちょっと出しといていただければ文書報告で出すときにもわかりやすくという形をとりたいと思うんですがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） いいですか。じゃあそのようにお願いをしたいと思います。それと合わせてもう1点ですが議会運営の関係です。6月議会が終わると、いわゆる見直しを図って、ワンクールが終わるわけです。特に、総括質疑のやり方の問題。どの議員からも、総括質疑をやった議員からは出てきてるんですけども、一括質疑一括答弁っていうことになっていて、特に再質問のときに全部やるもんだから、何がどうなるかわかりづらくて駄目だと。そこを改善ということでもって、例えば一般質問だつて一問一答方式でもってやってきてるっていう形がありますのでね。そうしないっていうと、最初は全部やるけども再質問に関しては、一問一答方式にしないっていうと中身はわからないし、当局のほうも次に誰が答えればいいのかっていうようなのもあったりするという声も聞こえております。この辺のところの見直しを当局とのすり合わせでもってやっていかなきゃなんというふうに思ってます。それは6月議会終わってから取りまとめをして、当局とのすり合わせをしていくということで、その時にはまた皆さんからご足労いただくっていう形になるんですけども。そういう順序で進めていきたいというふうに思っております。7月中にとにかく取りまとめをしないと9月議会には間に合わないという形になりますので、進行状況によっては何回かになる可能性もありますけども、その旨ご承知おきをいただきたいと思います。この点についても、前もって皆さんからご意見あったら聞かせいただきたいというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

〔「よろしいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） よろしいですか。はい。そのようにお願いをいたします。やり方なんですけども、アンケート方式でもって、皆さんに出したほうがいいかね。どんなもんだらうかね。お気づきの点はっていう。

○天野委員（天野京子） 実際やってる人と聞いている人の違いもあるかもしれないですね。会派代表になったので、やる人のやりにくさと聞いている人の聞きにくさとあるので、みんなそれぞれ立場によって違うので、アンケートをまずとってもらって集約して、こういう案がありましたけどって、そこでまた加えることがあればまとめるっていうやり方でいかがでしょうか。

○委員長（霜鳥榮之） あと、もしアンケートをとるするとね、例えばなんですけども、会派代表の総括質疑っていうのは、6月、12月はどうもそぐわないんじゃないかと。ここも何とか変えていければなど。予算決算のときには、代表でもいいかと。

天野議員。

○天野委員（天野京子） たまたま宮崎委員と、さっきそんな話をしていて、前は予算、決算だったような気がするんですけど、どうしても委員会に付託されるのに、ここでやることになると、前からおっしゃっていた委員会重視なのに、いいところは議場でやってそのあと委員会。だからそぐわないと言われれば確かに委員会でやることをやっている感じは私は受けていたので、皆さんの意見をまたちょっと教えてください。

○委員長（霜鳥榮之） 皆さんの声を全部まとめてっていうふうに思ってますけども、私個人的には、6月、12月については、以前のように提案説明があって、フリートークでもって3回せにやらんけど、フリートークでもって、皆さんから発言していただくと。とにかくすべて会派代表にしまうと、その他の議員の皆さんの発言の場がなくなっちゃうということでもって、予算、決算のときについては代表でやっておくけども、細かいのについてそこもどうするかっていうのは、これは後でもってまた意見集約した中でもって調整ということになりますけども、とりあえずは6月、12月はそんな形でっていう、そんな思いもありますので、そういうことも含めた、アンケートを全員に配ってお気づきの点をまた提出していただいて、当局と調整してくという形でもって進めさせていただきますけども、よろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） そのようにお願いをいたします。

それでは先ほど、議会報告会・意見交換会と議会の運営方法の見直しの件につきましてはですね、6月6日の本会議初日の議場での執行部側の全協の後に、委員会室、ここに戻って意見交換を行うようにしたいというふうに思っております。通常でいくとこっちの全協のほうが先なんですけども、議場等の会場の関係があるので、こっちはこっち来てからということでもって進めさせていただきますけどよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。そのようにお願いをいたします。その他に何かございますか。

葭原委員。

○葭原委員（葭原利昌） 皆さんもご存じだと思うんですけど先月、人口戦略会議で、いわゆる消滅可能性自治体として妙高市が該当になりました。10年前に続いて2度目の該当になりました。これを受けて、やはり議会として、何らかのその対応ですとかアクションが必要なんではないのかなっていうふうに思ってます。例えば特別委員会の設置についてどうなのかなっていうふうな思いがあります。それで事務局から調べていただきましたけども、今、人口減少問題に関しての特別委員会はお隣の上越市、これは令和4年からです。同じく佐渡市、これも特別委員会を設けております。こちらも令和4年からでございます。今はこの2つでございますけども、今回の消滅可能性都市は、県下30市町村中の18市町村が該当になっていますので、これから先、他の議会がどのような動きをするかわかりませんが、いわゆる当市の市議会として、やはり見られているというのがありますから、そういった意味で、まずは特別委員会の設置などについて検討してはどうかという考えです。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） ただいまの提案について、フリートークで意見交換したいと思います。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

休憩 午前11時05分

○委員長（霜鳥榮之） 休憩を解いて会議を続けます。

皆さんからいろいろご意見をいただきましてありがとうございました。情勢状況については、みんなが認識する、最もだっていう、こういう形でありますけども、さりとて性急に踏み出ししても、ちょっとっていう形になりますので、準備段階を十分慎重に進めて、しかるべきときに形づくりに踏み込みしていくということで進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ありがとうございます。じゃあそのように進めさせていただきます。

他に何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段ないようでございます。それではこれをもちまして、議会運営委員会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時06分